第十五条　障害給付及び遺族給付に関する特別規定

日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（死亡を理由とする第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度の下での一時金を除く。以下この条において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がスウェーデンの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり、当該要件は、満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用せずとも確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

第十六条　給付の額の計算

1　日本国の実施機関は、第十三条又は前条の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から4までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2　障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条又は前条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにスウェーデンの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3　厚生年金保険の下での障害給付及び遺族給付（厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、これらの給付を受けるための要件が第十三条又は前条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、厚生年金保険における保険期間及びスウェーデンの法令による保険期間を合算した期間に対する当該厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4　老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であって、厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。

第三章　スウェーデンの給付に関する規定

第十七条　通算に関する特別規定

1　第十三条の規定は、スウェーデンにおける三年の居住という基本的な要件であって、保証年金、保証補償としての疾病補償及び保証補償としての活動補償の給付を受ける権利を取得するためのものについては、適用しない。

2　疾病補償又は活動補償を受ける権利を確立するに当たっては、日本国の法令に基づく制度への加入は、スウェーデンの法令に基づく制度への加入とみなす。

3　第十三条の規定の適用に当たっては、スウェーデンの実施機関は、日本国の法令による十二箇月の保険期間（日本国の実施機関により証明されたものに限る。）ごとに一年の保険期間を付与する。スウェーデンの実施機関により付与される保険期間には、スウェーデンの法令により保険期間として既に算入された期間を含めない。

4　両締約国の法令による保険期間であって第十三条の規定に定めるところにより通算されたものに基づいてスウェーデンの法令による給付を受ける権利を有しない者については、当該給付を受ける権利は、当該保険期間及びスウェーデンが第三国との間で当該者について保険期間の通算を規定する社会保障協定又は社会保障に関する同等の調整のための文書に拘束される場合には、当該第三国の法令による保険期間を通算して決定する。

第十八条　給付の額の計算

1　第十三条又は前条4の規定により支給される付加年金としての所得に基づく年金の額を計算するに当たっては、スウェーデンの法令による保険期間のみを考慮する。

2　所得比例の疾病補償及び所得比例の活動補償の額を計算するに当たっては、スウェーデンの法令が適用された期間における所得のみを考慮する。

第四部　雑則

第十九条　行政上の協力

1　両締約国の権限のある当局は、

(a)　この協定の実施のために必要な行政上の措置（統計の交換を含む。）について合意する。

(b)　この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c)　自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2　両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十条　手数料及び認証

1　一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減が規定されている場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2　この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十一条　使用言語

1　この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、スウェーデン語又は英語により、直接に連絡することができる。

2　この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、日本語、スウェーデン語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十二条　情報の伝達及び秘密性

1　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報については、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。

2　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請がある場合には、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であって1に規定する情報以外のもの（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報については、当該他方の締約国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。